

## 鉄道事業法

### 1. 案内情報

- 手続名 : 列車の運行計画の届出及び変更の届出  
手続根拠 : 鉄道事業法第17条  
鉄道事業法施行規則第35条  
手続対象者 : 列車の運行計画の設定及び変更の届出をしようとする鉄道事業者  
提出時期 : 列車の運行計画の設定及び変更の届出をしようとするとき  
提出方法 : 運行計画設定(変更)届出書を作成し、地方運輸局運転保安課(国土交通大臣に提出すべき届出書は、所轄地方運輸局を經由して)へ提出して下さい。  
手数料 : なし  
添付書類・部数 : 設定し、又は変更しようとする列車の最高許容速度が安全上支障のないものであることを証する書類、運転曲線図、列車運行図表各1部  
申請書様式 :  
記載要領・記載例 : 提出先となる各地方運輸局運転保安課にお問い合わせください。

### 2. 窓口情報

- 提出先:  
北海道運輸局鉄道部運転保安課 011-290-2732  
東北運輸局鉄道部運転保安課 022-791-7526  
新潟運輸局鉄道部運転保安課 025-244-6117  
関東運輸局鉄道部運転保安課 045-211-7240  
中部運輸局鉄道部運転保安課 052-952-8031  
近畿運輸局鉄道部運転保安課 06-6949-6440  
中国運輸局鉄道部運転保安課 082-228-8797  
四国運輸局鉄道部運転保安課 087-835-6360  
九州運輸局鉄道部運転保安課 092-472-4062  
受付時間: 提出先にお問い合わせください。  
相談窓口: 地方運輸局鉄道部運転保安課

### 3. 手続情報

- 審査基準: 鉄道事業法第17条  
鉄道事業法施行規則第35条  
標準処理期間: なし  
不服申立方法: 該当なし